

保育所及び幼保連携型認定こども園の設置認可に関する審査基準の改正について

保育所及び幼保連携型認定こども園の設置認可に関する基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例並びに幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例のほか、国通知の内容や県独自基準を定めた審査基準及び要綱により規定しています。

今回の改正は、令和5年4月21日付けでこども家庭庁より、保育所等における常勤保育士の定義の明確化及び短時間勤務保育士の定義の見直しについて通知があったことなどから、これらを踏まえ、本県の審査基準を改正しようとするものです。

1 改正する審査基準

- ・ 保育所設置認可に関する審査基準
- ・ 幼保連携型認定こども園設置認可に関する審査基準

2 改正内容

- (1) 保育士並びに教育及び保育に直接従事する職員（以下「保育士等」という。）の勤務形態の多様化に対応し、保育士等の確保を円滑に行う観点から、最低基準上の保育士等の定数はこどもを長時間にわたり保育できる常勤の保育士等であることが原則であるとの考え方は維持しつつ、短時間勤務の保育士等の定義を見直し、併せて常勤の保育士等の定義を次のように明確化する。
 - ・ 保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者
 - ・ 上記以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者
- (2) その他文言の整理などの所要の改正を行う。

3 施行期日

策定の日から施行